

刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

入 所

刑執行開始時の調査

受刑者一人一人が抱える問題性や生活環境を調査し、それに応じて改善更生に向けた計画を作成します。

刑執行開始時の指導

受刑の意義、施設内での生活全般に関することなどを指導します。

改善指導

【一般改善指導】 【特別改善指導】

教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生や円滑な社会復帰に支障がある者、学力向上が円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対して、学校教育の内容に準じた指導を行います。

釈放前の指導

雇用情勢や社会保障手続きなど出所後直ちに必要となる知識を伝え、人間関係の在り方、仕事に対する姿勢など社会生活全般を指導します。

出 所

改善指導

改善指導には、一般改善指導と特別改善指導があります。

一般改善指導

犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導です。

特別改善指導

改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす受刑者の個別の事情を改善するために行う指導です。以下の6種類があります。

① 薬物依存離脱指導

薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないための具体的な方法を考えさせます。

グループワークを中心に、薬物依存からの回復を目指す民間自助団体や医師などの協力を得て実施しています。

② 暴力団離脱指導

暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせます。

③ 性犯罪再犯防止指導

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させます。

事前に詳細な調査を行い、再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定されます。認知行動療法等の技法を取り入れ、グループワークを中心に、カウンセリングなども組み合わせて行います。

平成24年の調査分析により、再犯抑止効果が実証されています。

④ 被害者の視点を取り入れた教育

被害者の命を奪ったり、重大な被害をもたらした受刑者に対して、罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせます。

被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて、命の尊さを認識させ、具体的な謝罪方法についても考えさせます。

⑤ 交通安全指導

交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てます。

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象です。

⑥ 就労支援指導

就労先で円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法、就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させます。

生活技能訓練(SST)や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっています。